

寝屋川市地域公共交通協議会（第1回）

議 事 録

日時 令和7年4月24日（木）
午後2時00分から午後3時00分まで

場所 寝屋川市役所議会棟4階 第1委員会室

○ 出席者

- ① 地域公共交通協議会委員 23名中22名出席
- ② 事務局 交通政策課 岡本次長、濱口係長、土井
- ③ 関係課 企画一課 竹中課長
高齡介護室 島田係長
都市一課 監物次長
道路管理課 新谷次長
- ④ 傍聴者 1名

○ 議事内容

案件(1) 令和6年度 決算(案)について

案件(2) 令和7年度 予算(案)について

案件(3) 令和7年度の取り組みについて

案件(4) その他

寝屋川市地域公共交通協議会（第1回） 会議録

事務局 定刻になりましたので、ただいまより「寝屋川市地域公共交通協議会（第1回）」を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、御出席いただき誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます交通政策課の濱口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件といたしましては、「令和6年度決算（案）について」、「令和7年度予算（案）について」、「令和7年度の取り組みについて」、「その他」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、

- ・ 本日の次第
- ・ 資料1 「寝屋川市地域公共交通協議会委員名簿（令和7年4月11日現在）」
- ・ 資料2 「令和6年度 寝屋川市地域公共交通協議会決算（案）」
- ・ 資料3 「監査報告書」
- ・ 資料4 「令和7年度 寝屋川市地域公共交通協議会予算（案）」
- ・ 資料5 「令和7年度の取り組みについて」

以上、6種類となっております。

それから、前回の協議会におきまして承認いただきました「地域公共交通計画」及び「概要版」の製本が完了しましたので、配布させていただきます。

お揃いでしょうか。

なお、事前に配布した資料から、一部、修正をしておりますので、本日、配布した資料をご覧ください。

次に、案件に入る前に報告事項がございます。

本協議会の委員に変更があり、新たに2名の委員が就任されましたので、報告させていただきます。

大阪運輸支局総務企画部門の釈迦戸委員から田中委員に、同じく、大阪運輸支局輸送部門の中

村委員から栗原委員に変更となりました。

次に、本日の出席委員につきましては、委員 23 名のうち、22 名の出席でありますので、寝屋川市地域公共交通協議会規約第 12 条第 2 項の規定により、本協議会は成立しておりますので、ご報告いたします。

なお、西日本旅客鉄道の白石委員につきましては、欠席のご報告がございました。

また、日本タクシー労働組合の西形委員につきましては堀江さまに、枚方土木事務所の八尾委員につきましては坪川さまに、それぞれ代理出席していただいております。

それでは、案件に移らせていただきます。

熊谷会長、議事進行、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、案件に移らせていただきます。

案件(1)、「令和 6 年度決算（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局 交通政策課の土井でございます。よろしくお願いいたします。それでは、案件(1)「令和 6 年度 決算（案）について」、ご説明させていただきます。

資料 2 「令和 6 年度 地域公共交通協議会決算（案）」をご覧ください。

まず、収入でございますが、1 負担金、予算額、7,968,000 円に対して、決算額、7,968,000 円でございます。

これは、寝屋川市からの負担金でございます。

次に、2 補助金、予算額 1,000,000 円に対して、決算額 1,000,000 円でございます。

これは、地域公共交通計画の策定業務に係る補助金でございます。

次に、3 繰越金、予算額、決算額とも 0 円でございます。

次に、4 雑入、予算額、0 円に対して、決算額、3,379 円でございます。

これは、利息でございます、合計、8,971,379 円でございます

次に、支出でございますが、1 会議費、予算額、464,000 円に対して、決算額、525,812 円でございます。

これは、協議会を開催するに当たって、委員の皆さまにお支払いする委員報酬とお茶代で

ございますが、予算では、年4回の開催を予定していましたが、京阪バスの運賃改定に伴い、ねやBUSの運賃を4月から改定することとなり、本協議会の承認が必要であることから、協議会の開催を1回追加させていただき、年5回の開催をしたため、増額となっております。

次に、2事務費、予算額、4,000円に対して、決算額、1,748円でございます。

これは、フラットファイルなどを購入した事務用品でございます。

次に、3事業費、予算額、8,500,000円に対して、決算額、7,205,000円でございます。

これは、地域公共交通計画の策定業務に係る委託費でございます。

次に、4予備費、予算額、決算額とも0円でございます。合計、7,732,560円でございます。

収入の決算額、8,971,379円から支出の決算額、7,732,560円を差し引きいたしますと、1,238,819円の残額となりますが、本協議会につきましては、寝屋川市からの負担金により運営していることから、残額の1,238,819円につきましては、寝屋川市の口座に戻入いたします。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、案件(1)の説明が終わりました。

監事から監査報告をお願いできますでしょうか。

監 事 寝屋川市地域公共交通協議会に係る令和6年度の収入、支出について監査したところ、関係帳簿及び預金通帳並びにその他関係書類等が適正に執行されていることを認めます。

令和7年4月23日寝屋川市地域公共交通協議会監事松下隆一、同じく沢井元男

会 長 ただいま、案件(1)の説明が終わりました。これより、内容について、御意見・御質問をいただければと思います。

委 員 異議なし。

会 長 ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

次に、案件(2)、「令和7年度予算（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、案件(2)「令和7年度 予算(案)について」、ご説明させていただきます。
資料4「令和7年度 地域公共交通協議会予算(案)」をご覧ください。
まず、収入でございますが、1負担金、予算額、387,000円でございます。
これは、寝屋川市からの負担金でございます。
2補助金、3繰越金、4雑入につきましては、予算額0円でございます、合計、387,000円でございます
次に、支出でございますが、1会議費、予算額、346,000円でございます。
これは、協議会を開催するに当たって、委員の皆さまにお支払いする委員報酬とお茶代でございます。
次に、2事務費、予算額、41,000円でございます。
これは、再生紙及び封筒作成などの事務用品でございます。
次に、3事業費、4予備費につきましては、予算額0円でございます、合計、387,000円でございます。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、案件(2)の説明が終わりました。
これより、内容について、御意見・御質問をいただければと思います。

会 長 予算の会議費について、令和7年度協議会の開催回数を教えてください。

事務局 その他のところでもご説明させていただきますが、令和7年度は2回の開催を予定していますが、随時案件が発生することを想定して3回分での予算を確保しています。

会 長 協議会が4回になったケースが出た場合はどうしますか。

事務局 協議が必要な案件等が発生した場合は、庁内での調整も必要ですが、補正を含めて検討いたします。

委 員 支出合計387,000円の内、339,000円の委員報酬は、どの委員の方が支出の対象になるの

でしょうか。

事務局 委員報酬の対象といたしましては原則、官公庁及び交通事業者の委員は報酬の対象外としております。

会 長 協議会の規約に定められているのでしょうか。

事務局 規約等に定められてはいませんが、他市の事例等を鑑みて、委員さんからの委員報酬の辞退届を提出いただいております。

会 長 他にございませんか。ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これまで審議いただきました、「令和6年度決算（案）」及び「令和7年度予算（案）」について、寝屋川市地域公共交通協議会財務規程に基づき、本協議会の承認が必要となりますので、議決をとらせて頂きます。

始めに、「令和6年度決算（案）」について、御異議ございませんでしょうか。

委 員 意義なし。

会 長 ありがとうございます。

次に、「令和7年度予算（案）」について、御異議ございませんでしょうか。

委 員 意義なし。

会 長 賛成多数で御異議がないようですので、「令和6年度決算（案）」及び「令和7年度予算（案）」について、原案通りとさせていただきます。

次に、案件(3)、「令和7年度の取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、案件(3)「令和7年度の取り組みについて」、ご説明させていただきます。
資料5「令和7年度の取り組みについて」をご覧ください。

始めに、1 乗合い事業につきましては、これまで、回数制限や対象者の確認方法などの課題があったことから、令和7年10月より、事業スキームを見直します。

事業スキームの見直し内容につきましては、まず、利用回数制限を設け、年50回までの利用とし、50回を超過した場合は、利用者負担として、一人一回500円を徴収します。

なお、本年度につきましては、10月から見直しを行うことから、年50回の利用回数制限を25回とします。

次に、利用者証につきましては、現在、運行している3地区の対象者に周知を図るとともに、10月の見直しまでに、随時、申請を行っていただき、利用者証を発行する予定です。併せて、シルバー世代の付添いを可能とします。

なお、利用回数を把握する必要があることから、利用者証を作成する際、50回分の枠を記載し、乗車毎に運転手による日付またはスタンプの押印をしていただき、利用回数を把握したいと考えております。

続きまして、2 公共交通利用促進補助事業につきましては、これまで、シルバー世代等の外出促進及び公共交通の利用促進を図るため、バス利用促進事業を実施してきましたが、京阪バスから紙券での運用は令和6年度までとの申出があったこと、また、高齢介護室が実施している「高齢者交通系ICカード購入補助事業」と統合し、交通系ICカードの利用履歴のうち、公共交通（バス・電車）の利用に応じて補助金を交付します。

(1)対象者につきましては、「65歳～69歳の住民税非課税のシルバー世代」、「70歳以上のシルバー世代」、「障害者（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）」、「妊娠中の者」でございます。

次に、(2)補助金の額につきましては、「65歳～69歳の住民税非課税のシルバー世代」、「70歳以上のシルバー世代」、「妊婦」の方につきましては、上限4,500円とさせていただき、京阪バスを利用した場合、18回分に相当した額でございます。

なお、障害者につきましては、手帳を提示すれば半額の障害者割引が適用されることから、第1種の手帳をお持ちの方は、介護人を含めて4,680円、第2種の手帳をお持ちの方は、2,340円でございます。

次に、(3)補助金の交付申請期間につきましては、令和7年7月1日～令和8年2月27日の予定で考えております。

続きまして、3 ねやBUS事業につきましては、利用者アンケート調査を実施した結果、

満車により乗車できないこと、現金での支払いが手間であること、出入口に段差があり乗車できないことの回答が8割あり、令和6年度においては、出入口の段差を解消するため、ステップ及び手摺りを設置いたしました。

引き続き、令和7年度において、LINE 予約及びキャッシュレス決済の導入を行い、利用者に満足して頂けるよう取り組んでまいります。

(1)LINE 予約につきましては、バス停で待っていて、乗車できない不安感を解消するため、LINE 予約を導入します。

なお、LINE につきましては、市の窓口予約においても活用しており、シルバー世代でも使用率が高く、抵抗なく利用可能と考えております。

また、LINE 予約ができない利用者の対応として、電話による予約対応を考えております。

次に、(2)キャッシュレス決済につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、IC化に伴うキャッシュレス決済を導入するとともに、バスの位置情報をスマホ等から検索することができるバスロケーションシステムを導入します。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、案件(3)の説明が終わりました。

これより、内容について、御意見・御質問をいただければと思います。

委 員 以前にも説明を聞いたと思いますが、1 乗合い事業とはどのような内容だったのでしょうか。

会 長 復習の意味も兼ねて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局 乗合い事業につきましては、元々令和元年度から、ねやがわ乗合いワゴン事業として実施しており、令和3年度から、乗合い事業として実施しております。

公共交通の不便な地域、鉄道駅から800メートル、バス停から300メートルの不便地域に導入し、利用範囲が設定されており、地区内は無料、市が指定した地区外は300円で運行しております。

利用範囲を駅までとの声もありましたが、既存の交通事業者との競争を避けるため、駅の方までは運行しない、地区内での市民の移動を確保している事業でございます。

次に公共交通利用促進補助事業ですが、令和3年度からバス利用券を配布していましたが、京阪バスからバス利用券の使用は令和6年度までとの申出があったため、事業の見直しとして、交通系 IC カードを利用した事業を実施するものでございます。

ねやBUS事業につきましては、令和6年3月31日をもって京阪バス路線の内、3路線が廃止になり、市民の移動手段を確保するため、市の車により自家用有償運送で運行を実施したものでございます。

委員 令和7年度のバス利用券について、紙の利用券が無くなったことから、令和7年7月1日から令和8年2月27日までに何をどこにもって申請すればいいのか。

事務局 具体的には5月号の広報で周知いたしますが、申請書と IC カードの利用履歴が必要で、申請書は市ホームページ、市役所及び各シティステーションに設置する予定です

申請書と利用履歴を提出していただき、市がそれを審査し、補助金を支出させていただきます。

利用履歴は駅の発券機で出力することができます。

IC カードの利用補助に変更したことから、当初、対象がバスのみでしたが、電車も対象としました。

会長 まず申請するものではなく、利用した後で申請するものなのですか。

事務局 補助金ですので、利用してからの申請となります。

委員 IC カードはどこで貰えるのか。

事務局 IC カードの会社によりますが、一番容易なのはICOCA となり、駅の券売機ですぐに購入することができます。

なるべく多くの方にご利用していただきたいと思います。

会長 IC カードは特殊なものではなく、一般的な IC カードなのですね。

事務局 全国で利用可能な交通系 IC カードでございまして、ICOCA や PiTaPa など、10 種類が対象となります。

委員 乗合い事業で、参考に教えて欲しいのですが、利用回数制限の年 50 回はどこから設定したのですか。

また、ねやBUS事業のキャッシュレス決済とは、クレジットカードを利用したものなのか、それとも IC カードを利用したものが対象ですか。

事務局 50 回の設定根拠としましては、買い物や通院でご利用していただくことを想定しており、月 1 回では難しいので、月 2 回の往復利用を想定したものです。

キャッシュレス決済は、交通系 IC カードを利用したものです。

委員 公共交通利用促進補助事業について、外出促進は良いことだと思います。

すぐには不可能だとは思いますが、若い世代や子育て世代への支援も今後検討して欲しいです。

地域公共交通計画の中にもあるのですが、バスの運転手が足りないと記述がありますが、バスも若い時から利用しておかなければ、成長した後にもバスを利用しようとならないので、若い方が利用しやすい施策も検討していただければと思います。

事務局 ご意見いただきましたとおり、今回の計画につきましては、高齢者を対象としたものが多くなっておりますが、本来、公共交通はあらゆる世代が対象となりますので、若い世代、子育て世代も含めて今後検討していきたいと考えております。

副会長 可能であれば、令和 7 年度で取り組む 3 つの事業について予算額ベースで教えていただけますか。

また、国、府からの補助事業等のご提案があれば教えてください。

委員 直接的な補助事業はありませんが、参考に府が行っている交通に係る補助といたしまして

は、路線バス運転手への補助金、タクシー事業者がユニバーサルタクシーを導入する際の補助金があります。今年度からは路線のQR タッチ導入及びサイネージ（利用案内）利用促進事業に対する補助事業があります。

委員 ねやBUS事業については、交通空白対象事業補助金が使われるとお伺いしています。
また、キャッシュレス導入補助事業があります。
また、利用促進の一つとしてサイネージ等のDX、また観光で利用できる制度もありますので、聞いていただければと思います。
交流人口を増やすもの、インバウンドでは、外国人観光客に対する利用促進でも利用できます。

会長 QR決済、ICカード決済の次の話がありますか。
将来的には全て読み取りとするのか。

委員 まずは、磁気券を減らしたい。
1日乗車券などで使用していますが、磁気券のメーカーが製造しなくなり、磁気券読取りのロールが故障しやすいので、磁気券に代わりコストの低いQRとICを平行で活用していきたいと考えています。

会長 確かに、駅の改札で修理をしているのをよく目にします。

事務局 先程、副会長からご質問のありました3つの事業についての予算額につきましては、乗合い事業約1,300万円、公共交通利用促進補助事業約9,500万円、ねやBUS事業のLINE予約及びキャッシュレス決済約2,500万円となっています。

副会長 この委員会の中でいかに大きな予算がかかっているか認識するため、また、ねやBUS事業も大きな費用がかかっており、市が負担していることを認識する必要があります。
国、府には、予算的にも厳しいとは思いますが、努力している市、密集している所に対しては効果が高いので、力を入れて欲しいと思います。

委員 府の考え方につきましては、昨年度も市にヒアリングさせていただきましたが、現状及び必要性を再度検証し、必要性を財政部局にも理解してもらおうようにしたいと思います。

委員 公共交通利用促進の若年層利用拡大について、労働者団体としても、通学定期券の割引に
関しての補助を国土交通省及び文部科学省にお願いしています。

現状は事業者が負担しており、国からの補助が充実すれば、より一層の割引ができると考えており、現状では兵庫県の神戸市は導入していると認識しています。

委員 障害者割引を含め、事業者に負担がかかっており国からもそういった意見をあげているが現状難しいところです。一方で、他府県、滋賀の北部の米原市では学生を集めるために通学補助をしていたり、神戸市なども小学生だけではなく高校生にまで通学定期補助を実施していたりという事業例もあるので、国で補填していければと思うところもあるが市にも検討してもらえたらと思います。

委員 市は公共交通を確保するため尽力していますが、市ばかりでは、副会長も仰ったように、ねやBUS事業も含めると、予算額が、2億円以上の負担となっており、国、府においても何か対策をお願いしたい。

京阪バスの労働組合さんも過去2回負担金をどうにかして欲しいと国に要望しておられ、また京阪バスも減便となってきましたので、京阪バスからも国に強い要望をお願いしたいと思います。

市としては、地域の公共交通を維持することに、精一杯努力しておりご理解いただくようお願いいたします。

会長 施策が進めば、若年層にも対象が拡大できると思いますので、色々な事業の流れを見ながら、皆さんと一緒に考えて行けたらと思います。

会長 他にございませんか。ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

最後に、案件(4)、「その他」でございますが、事務局何かありますか。

事務局 次回の協議会の日程につきまして、ご報告させていただきます。

次回の協議会の日程につきましては、10月末を予定しております。

案件につきましては、地域公共交通計画におけるアクションプランの報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度より、原則、4月と10月の年2回の開催を予定しております。

以上でございます。

会 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、次回の日程等につきましては、10月下旬を予定しております。

正式な開催案内につきましては、追って、通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

案件は、以上でございます。

本日の、委員の皆様よりいただいたご意見について、事務局で整理していただき、今後の検討をお願いしたいと思います。

慎重審議頂き、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

事務局 熊谷会長、議事進行、誠にありがとうございました。

本日いただきました貴重なご意見につきましては、課内で再度精査し、検討してまいりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、寝屋川市地域公共交通協議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以上